

**「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 / 電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議（第4回）**

○日時

平成 31 年 3 月 20 日 (水)10 時 00 分～12 時 00 分

○場所

国土交通省（中央合同庁舎 3 号館）10 階 共用会議室 A

○出席委員（五十音順）

東京大学大学院 石原委員、足利大学 牛山座長、椛山女学園大学 大串委員、東京大学大学院 加藤委員、放送大学 來生委員長、早稲田大学 清宮委員、森・濱田松本法律事務所 桑原委員、一般社団法人海洋産業研究会 中原委員、株式会社日本政策投資銀行 原田委員、一橋大学 山内委員

○オブザーバー

内閣府 総合海洋政策事務局 有倉参事官
環境省 大臣官房 環境影響評価課 熊倉課長
農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画課 吉塚課長

○事務局

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 松山部長
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 政策課 山影課長
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 山崎課長
国土交通省 大臣官房 浅輪技術参事官
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 中崎課長
国土交通省 港湾局 海洋利用開発室 中川室長

○議題

1. 再度補足的にご議論いただきたい事項
2. 中間整理（案）

○議事概要

1. 再度補足的にご議論いただきたい事項

1-(1) 評価方法について

委員

- ・ 地域経済等への波及効果は、トップランナー1 者ということだが、地域ごとに状況が違い、中長期的な観点での地域への考え方も異なる。常にトップランナー1 者とするを現時点で確定せず、柔軟な対応が必要となるのではないかと。
- ・ 地域への経済波及と、国内への経済波及について、前回審議会でも指摘したが、依然として確認の方法が同じとなっている。地元/国内におけるサプライチェーンの活用という点があればより一層分かり易いのでは。
- ・ 他の制度とも比較しながら進めていくべきであるが、本制度については、短期間でまとめているため仕方ない部分があり、運用しながら上手くいかしていくという方針と理解。ただし、想定通りにいかなかった場合の対応は考えておくべき。例えば価格が評価の半分を占めることにより、不当に安い価格を提案した事業実現性の低い事業者が選定され、事業がうまくいかない可能性もあるが、こうした場合のペナルティの考え方等はあるか。また、この運用で経験を積んだ後のルール変更についての方針はどうなっているのか。
- ・ 資料1のP7については、事業者やプロジェクトが成熟した時には、それに応じて価格に重点を置いた評価等に見直していくという考え方と理解。欧州においても試行錯誤を繰り返して現行制度に至っており、国内においても見直しは必要と考える。
- ・ 資料1のP4について、価格点は120点満点で、そこに5%の差があるとすると6点の違いとなる。一方、実績の評価はトップランナーとミドルランナーの差が大きく設定されており、9点の違いがある。こうなると、実績がある者を連れてくることで勝率が上がることになるため、実績の定義、実績保有者がどの程度関与する必要があるのか、について明確化して頂きたい。国内での洋上風力の実績を有する企業は非常に限られており、取り合いとなるといびつな競争環境、固定化した企業間の競争となりがねない。この点については、個別海域で検討する論点ではなく、統一的なルールになるため、公募占用指針の策定前に明確にするよう考慮頂きたい。
- ・ 最初は採点者も悩むところと思う。配点については現時点で細かいところを決めずに、柔軟な対応にしたほうが良いのではないかと。
- ・ 今回の公募の評価方法はPFIに近いものの、本件は民間事業であるという点でPFIと大きく異なる。現時点の評価方法として事務局案に価格とのバランスは現時点では1：1程度にすることに異論があるわけではなく、また公有の洋上で事業実施することや公に整備した港湾を活用する公共的枠組みで行われる側面がある点も理解する。ただし、基本的には他の再エネ電源である太陽光やバイオマスの電力調達入札の延長であることを前提として認識する必要がある。第5次エネルギー基本計画において2030年頃までに再エネ主力電源化を進めること、そのために国民負担を減らすことが方針として決まった。当時の国会でも再エネ買取負担

額は当初 1 円/kWh 以内に抑えることを想定していたのに対し、現状でその負担額は 2～3 倍の水準になっている。洋上風力は大規模導入が期待でき、主力電源化の大きな要素であり、10 年程度のうちに現行の高い水準の FIT から 8～9 円/ kWh に下げるとい調達価格等算定委員会での目標があるというのが本制度導入の前提である。

- ・ 配点案について、PFI 等では通常、地域貢献を実施能力等から独立したひとつの項目としない。また、採点方法の案では、相対評価と絶対評価が混在しており、絶対評価はトップランナーが複数でも良く、相対評価はトップランナー1 者という整理だが、実態としてそうなることはあっても最初からそれを明示する事例は稀有。地域との調整への配慮があるため、このようになったと理解しており、異論があるわけではない。
- ・ 除算方式と加算方式は設計によってはほぼ同じ効果が得られるが、一般的には加算方式のほうがより強く技術点の評価が反映される。初期案件において事業実施能力等が重要というこれまでの議論の流れの中では、加算方式で良いだろう。ただし、FIT 価格の入札であることを忘れてはいけない。
- ・ 加算方式の価格点の考え方で最も評価が高い者を 120 点にするという考えは良い。
- ・ 撤退や失敗に陥った場合のことを採点に含めるのか、採点ではなく協議するのか。撤退時に国に無償譲渡するなどの枠組みがあっても良いのではないか。
- ・ 撤退や失敗の件について、PFI であれば事業者のパフォーマンス悪ければ融資機関がステップインして事業者を入れ替える。今回は PFI ではなく占用許可であるが、他者に占用許可を譲渡するスキームは同じであろう。
- ・ 資料 1 の P4 について、「財務計画の適切性」の評価項目が 0 点となっているのは何故なのか。財務諸表で確認するとあるが、将来の事業体の財務諸表ということか。
- ・ 当該事業の将来値の財務諸表（資金計画、収支計画ないしはモデル）を出してもらって、適切であるか判断することになると考える。
- ・ 「財務計画（資金計画、収支計画）」という書きぶりのため、財務諸表というよりはファイナンスモデル等を指すと思われる。
- ・ ルール変更のプロセスや時期の見込みは明確である方が良い。また、国による選定方式を続けるのかエージェント方式にするのかという論点もあるのではないか。国には人員規制があるなかで、きちんと事業遂行してくれるエージェントに対して、国がモニタリングするような方向性もあり得るのではないか。

事務局（経済産業省）

- ・ ルール変更について、状況を見極めつつ変更していくべきというご意見を頂いた。資料 1 の P7 の通り、引き続き方式の精査は図っていく考えであり、ルール変更の際は、今回の合同会議のようなかたちで専門家の意見を聞き、了承を得て実施していきたい。一方で評価の途中での変更は好ましくないため、ガイドラインを政府とし

て定め、それに基づき区域指定を行い、公募占用指針をつくったら、まずはその内容で動かしてみるというのが原則となると考えている。

- ・ 価格が不当に安く、事業実現性が低いのではないかという懸念がある提案は「失格要件」により、その時点で不適格なものを失格にする仕組みとすることで、防止策としている。事業が占用計画通りに進まなかった際のペナルティは当然存在することとなる。

事務局（国土交通省）

- ・ 本件が公共調達でも PFI でもないということを十分理解し、電力の調達制度であるという視点で良い面・悪い面を踏まえての運用が必要と考えている。引き続きそういった視点からご指導いただきたい。
- ・ 波及効果に関して、サプライチェーンという言葉を用いることについて検討していきたい。事業が計画通りに動かない場合のペナルティについて、稼働開始が遅れる場合は法律の建付け上、大きなペナルティが課されると理解。
- ・ ガイドラインを作ったとしても、やってみないと分からない部分はどうしても残るため、本合同会議等を活用しながら修正していきたい。
- ・ コンソーシアムの定義については公募占用指針で明確にしたいが、定義によっては参加可能な者が限定されることも懸念している。
- ・ エージェント方式についての意見について、洋上風力の分野は様々な産業の方が結集しなければ動かせない分野であるが、ノウハウが溜まってきた段階で別組織での事務の実施の可能性も念頭に置きたい。
- ・ 撤退への備えの評価は、評価項目のうち「リスクの特定・分析」の一部に相当する。具体的な評価方法は公募占用指針までに検討する。

オブザーバー

- ・ 地域との調整が、評価項目のひとつになること自体が素晴らしい。現在計画中の案件では、騒音・景観・鳥類など、地元や関係団体との調整に苦労するケースがある。既にそういう懸念点が把握されている区域については、その調整方法を早期に評価していただくことは良いこと。環境省も可能な範囲で協力していきたい。
- ・ 資料 1 のページ 4 の配点案を見る限り、漁業との共生や地元への波及効果等については、関係法令に従うと記載しただけでも「良好」として 3 点もらえる形になっているのではないかと懸念。点差が付くような評価方法として欲しい。

委員長

- ・ 公募実施前に評価項目が分かっていることは決定的に重要であり、経験によって基準は変わり得るものである。現時点では第一回公募を実施するにあたって明らかにおかしいことがないことが最優先事項。ただし、直近動くわけではないが、準備をしているという企業もいるので、そういった企業の視点からみても違和感がない制度であることが重要。事務局案は、そういった観点からみても、上手くまとまっているのではないか。

1-(2) 公募時に事業者を提供する情報について（風況調査関係）

委員

- ・ 自然情報について、事業者から、例えば地震情報や津波情報等、追加的に情報が必要という要求があったときの考え方はどうなっているのか。
- ・ 風況調査の実施について、スキャニングライダーやフローティングライダーの活用はまだ国際基準もなく、取得データが検証された事例もほとんどない。これらの新技術を用いる可能性は高いと考えるが、従来のタワー測定と同じ精度の風況データを取得するための技術開発や検証方法の検討を進めていただきたい。
- ・ 資料1の11ページに公募時に提供する情報の目安として一覧がある。これについて、3点コメントがある。①風況は実測によるものと記載してあるが、極値風速は実測できないため、「文献調査」を調査方法に追加してはどうか。②海象調査に「文献調査（気象省庁データ等）」とあるが、国総研や国交省のデータ等が実際よく使われているので、気象庁という記載は不要ではないか。③調査項目について、海象や海底の調査も「等」を追加してはどうか。

事務局（経済産業省）

- ・ 公募時に事業者から追加的な調査を依頼された場合、すぐに対応することは難しい。必要な調査は可能な限り国が事前に行っておくという方針である。調査事項の追加の要望があれば、必要なものを本合同会議で決定し、その次の公募プロセスでは追加することも検討。

1-(3) 公募における「地域との調整」の構成な評価について

委員

- ・ 地元関係者との接触禁止の考え方自体には異論ないが、事業者側が判断できるように、地元関係者がどの範囲なのか、公募占用指針等に明記してはどうか。公募と無関係であることが明らかな接触や、地元企業の公募参加の妨げに繋がらないように配慮が必要。また、裏を返せば公募前までは地元関係者への接触が認められる精度であり、中長期的に考えてこれが適切なのか、運用しながら今後の検討課題と位置付けてはどうか。

- ・ 公募期間中の接触禁止は必要と考える。それ以外の段階での接触、とりわけ漁業関係者との接触について考える際、いつまでに了解を得ておく必要があるのかタイミングの目安があったほうが、事業者にとっては良いのではないか。

事務局（経済産業省）

- ・ 地元関係者の範囲の明確化については、いつどのタイミングで行うかは検討するが、何らかの形で明確化する方向で考えていきたい。

事務局（国土交通省）

- ・ 漁業者との了解をどうとるのか、そのタイミングも含めて、事業者にとっては重要な点であることを認識。検討し、明記していきたい。

1-(4) 公募占用計画の認定の有効期間と事業実施期間の関係について

委員

（特にコメントなし）

1-(5) 占用料について

委員

- ・ 占用料の算定は、ケーブルや変電所も一式含めた占用面積が対象という理解で良いか。固定資産税とは別ということの良いのか。
- ・ 資料1の15ページでは、一基の占用料の考え方が示されているが、ウインドファーム全体の面積ではなく、「1基の投影面積×基数合計の和」が占用料の対象となる面積という理解で良いか。

事務局（国土交通省）

- ・ 占用料はケーブル等も含めた施設の占用面積に対し、平米あたりの単価で算定する。促進区域全体の面積にかかるものではない。

1-(6) 出力の量の基準について

委員

- ・ 出力量の基準について、計画認定後の変更に関する説明があったが、どういったケースを想定しているのか教えてほしい。

事務局（経済産業省）

- ・ 例えば、設計段階で風車規模の変更によって 30 万 kW が 28 万 kW になるとようなケースを想定。ただし、送電側の接続契約はすでに締結しているので、その範囲内での変更である必要がある。現行の FIT 制度では、出力変更は変更認定の手续となり、重要な変更と位置付けている。本法律における占用計画の変更手続きは第 18 条にて、国土交通省・経済産業省の両大臣が個別に判断することになる。

2. 中間整理（案）

委員

- ・ 中間整理の全体を通じて、技術革新やマーケット状況に応じて見直すという旨の記載が何か所かでてくるが、項目毎に書きぶりが違っている。考え方に濃淡があるかのように見えてしまうため、同じことを意図しているのであれば、書きぶりを統一してはどうか。
- ・ 促進区域の指定について、第三者委員会を 6 ヶ月に一回開催し、全体のプロセスは年度毎に開始するというのは、どういう運用になるのか。
- ・ 系統の確保について、確認の視点として「他の事業者が選定された場合は当該事業者が系統に係る契約を承継すること」という記載があるが、継承にあたっての価格の算定は、客観的に計算されるか価格とし、利益・不利益が出ないようにするべき。今後、それが具体的にどういふものか検討し、明確化してほしい。
- ・ 公募の参加者の資格について、「国内に法人格を有すること」というのは、最終的に事業主体となるプロジェクトカンパニーのことであって、外国企業の参加を排除しているわけでないかと理解。その旨がわかるような記載にしてほしい。
- ・ 再エネの主力電源化という目標があるなかで、毎年 100 万 kW という原発 1 基分の規模で洋上風力が導入されていくことに期待は寄せられるが、国民負担軽減のために技術革新を早めるなど、再エネ普及の浸透に寄与するよう運用してほしい。
- ・ 事業者選定後の運用や、公募占用計画の適正な履行に関する中間評価も必要になる。IV-6 の 1 として、公募における競争性を確保するための方策が記載されているが、これと同程度の項目として、本法の運用にあたっての評価基準・見直しについても記載してほしい。
- ・ 資料・ガイドラインは英語でも記載するのか。国際的にもアピールしたほうが良いと思うが、その辺りの方針について伺いたい。海外企業も入ったコンソーシアムでの取組なども想定され、関係者間での情報共有の円滑化のためにも英文があったほうが良いと思う。

事務局（経済産業省）

- ・ 有望区域選定の第三者委員会は年度毎、促進区域案決定の第三者委員会は6ヶ月毎に実施する想定。
- ・ 英文での文書作成は可能な限り対応したい。国際的に注目もされているので、報告書やガイドラインは、英文での発信も検討していきたい。

3. とりまとめ

委員長

- ・ 皆様の協力があって、画期的な新しい法律が成立し、わずか4か月の間に運用のための議論が行われたことに感謝したい。実際に動かし始め、経験によって得た知見を、次の公募に反映させていくという息の長い話である。日本でも洋上風力が拡大することに期待したい。

座長

- ・ 中間報告（案）では、これまでの審議会での各委員の意見等を注記として記載している。
- ・ 中間報告（案）の大枠について特段異論はなかったと思う。頂いた意見の具体的な反映については、委員長及び座長に一任頂くということで良いか。（⇒委員からの異論なし）
- ・ 次回以降の合同会議の開催は、必要に応じて適切なタイミングで行うこととする。

お問合せ先

経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
電話：03-3501-4031
FAX：03-3501-1365

国土交通省港湾局
海洋・環境課
電話：03-5253-8674
FAX：03- 5253-1653